

愛 南 町 水 防 計 画

令和4年3月修正

愛南町防災会議

目 次

第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的.....	1
第2節	用語の定義.....	1
第3節	水防の責任等.....	3
第4節	水防の責任等.....	5
第5節	津波における留意事項.....	6
第6節	安全配慮.....	6
第2章	水防組織	7
第1節	水防本部の設置.....	7
第3章	重要水防箇所	7
第4章	予報及び警報	7
第1節	気象通報.....	7
第2節	水位周知河川における水位到達情報.....	15
第3節	水防警報.....	19
第5章	水位等の観測、通報及び公表	22
第1節	水位の観測.....	22
第2節	水位等の通報系統図.....	23
第6章	水位などの観測、通報及び公表	24
第7章	ダム・水門	25
第1節	ダム・水門等.....	25
第2節	操作の連絡.....	26
第3節	連絡系統.....	26
第8章	通信連絡	27
第1節	通信連絡系統.....	27
第2節	災害時有線通信の取扱い.....	28
第3節	その他の通信施設の使用.....	28
第9章	水防施設及び輸送	28
第1節	水防資機材.....	28
第2節	輸送の確保.....	28
第10章	水防活動	29
第1節	水防配備.....	29
第2節	巡視及び警戒.....	32
第3節	水防作業.....	33
第4節	緊急通行.....	33
第5節	警戒区域の指定.....	33

第6節	避難のための立退き	33
第7節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	34
第8節	水防配備の解除	34
第11章	水防信号	35
第1節	水防信号	35
第12章	協力及び応援	36
第1節	河川管理者の協力及び援助	36
第2節	下水道管理者の協力	36
第3節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	37
第4節	関係行政機関及び関係団体の協力	37
第5節	居住者等の応援	37
第6節	警察官の援助要求	37
第7節	自衛隊の派遣要請	38
第8節	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	38
第9節	住民、自主防災組織等との連携	38
第13章	費用負担と公用負担	38
第1節	費用負担	38
第2節	公用負担	39
第14章	水防報告等	40
第1節	水防記録	40
第2節	水防報告	40
第15章	水防訓練	40
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	41
第1節	洪水、内水、高潮対応	41
第2節	津波対応	43
第17章	水防協力団体	44
第1節	水防協力団体の指定	44
第2節	水防協力団体の業務	44
第3節	水防協力団体と水防団等の連携	44
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	45

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる愛南町が、同法第33条第1項の規定に基づき、愛南町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、愛南町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

【資料10 水防法】

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体（愛南町）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体（愛南町）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者（愛南町長）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関（愛南町消防本部）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長（消防長）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団（消防団）

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準

ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(10) 水位周知河川（僧都川）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(16) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫

危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(21) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(22) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(23) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(24) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

第 3 節 水防の責任等

1 町の責任

町はその区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）

- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (21) (指定水防管理団体) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (22) (指定水防管理団体) 水防協議会の設置（法第34条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (26) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (27) 消防事務との調整（法第50条）

2 国土交通省の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

3 河川管理者の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

4 気象庁の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

第4節 水防の責任等

1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、愛媛県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、愛媛県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置

1 水防本部

水防本部の組織及び事務分掌は、「愛南町地域防災計画」風水害等対策編第3部第2章を準用し、資料1、資料2のとおりとする。

【資料1 水防本部の組織】

【資料2 水防本部等の事務分掌】

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。堤防の高さが低い箇所、堤防の幅が薄い場所、過去に決壊した箇所は、円滑な防活動ができるように重要水防箇所に位置づけられている。

本町の設定箇所は資料3に掲載する。なお、重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

【資料3 重要水防箇所一覧表】

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報

松山地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び愛媛県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は、設けていない。

松山地方気象台が発表する気象通報のうち、水防上必要なものは、次のとおりである。

【資料4-1 特別警報の種類と概要】

【資料4-2 警報の種類と概要】

【資料4-3 注意報の種類と概要】

【資料4-4 特別警報の種類と基準】

【資料4-5 警報・注意報基準表】

1 気象情報

気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

- (1) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。(台風や大雨などに関する情報)
- (2) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
- (3) 記録的短時間大雨情報

数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測、または解析した時に発表する情報。具体的には、次の条件に該当する場合に発表する。

記録的短時間大雨情報(1時間雨量)
100mm以上

- (4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報(愛媛県と松山地方気象台が共同で発表)

- (5) 少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起し、又は解説するためのもの。
- (6) その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

※情報は文章形式と図形式の2種類がある。

2 津波に関する警報・注意報、予報及び情報

津波に関する警報・注意報、予報及び情報

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津

波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごと発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大派の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分と掛からない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

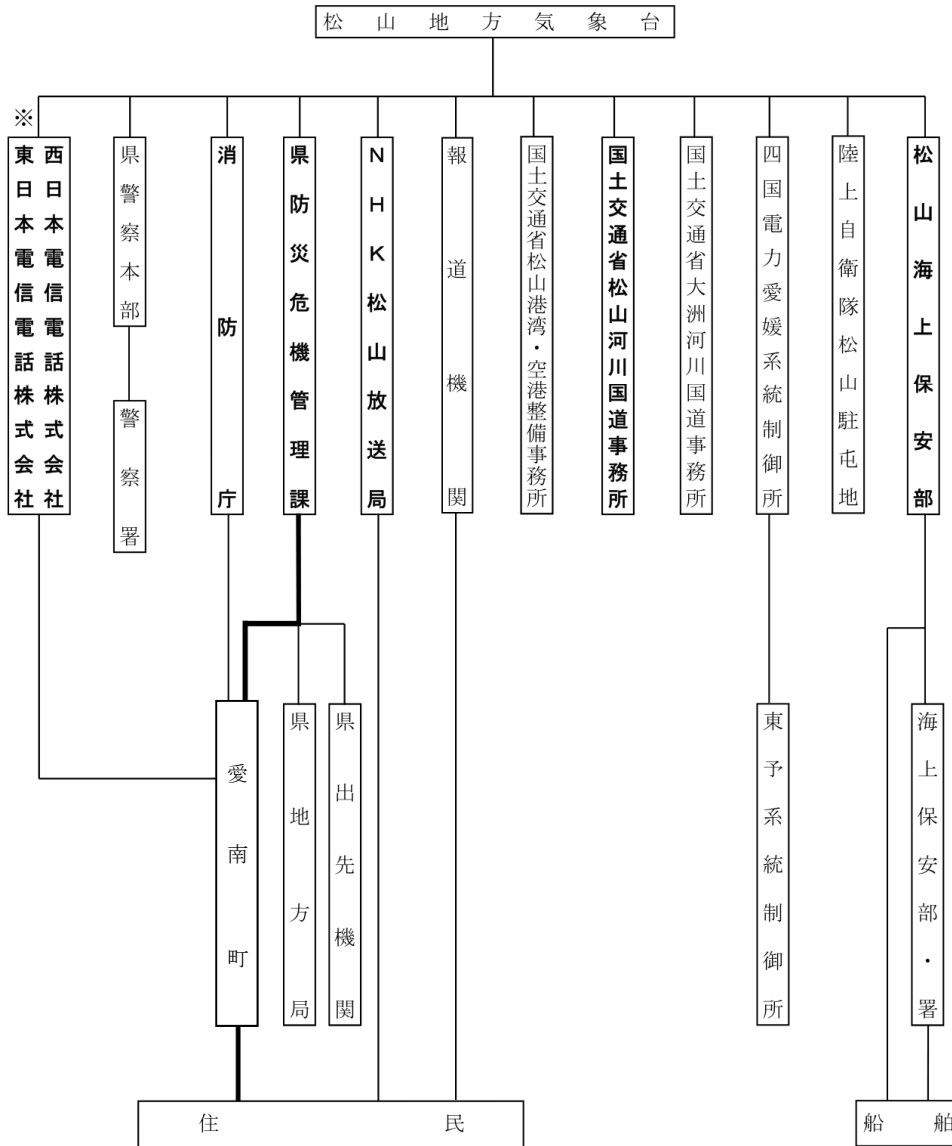
津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波情報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)。	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)。	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波予報区



気象等警報・注意報の伝達系統図（津波警報・注意報は除く）

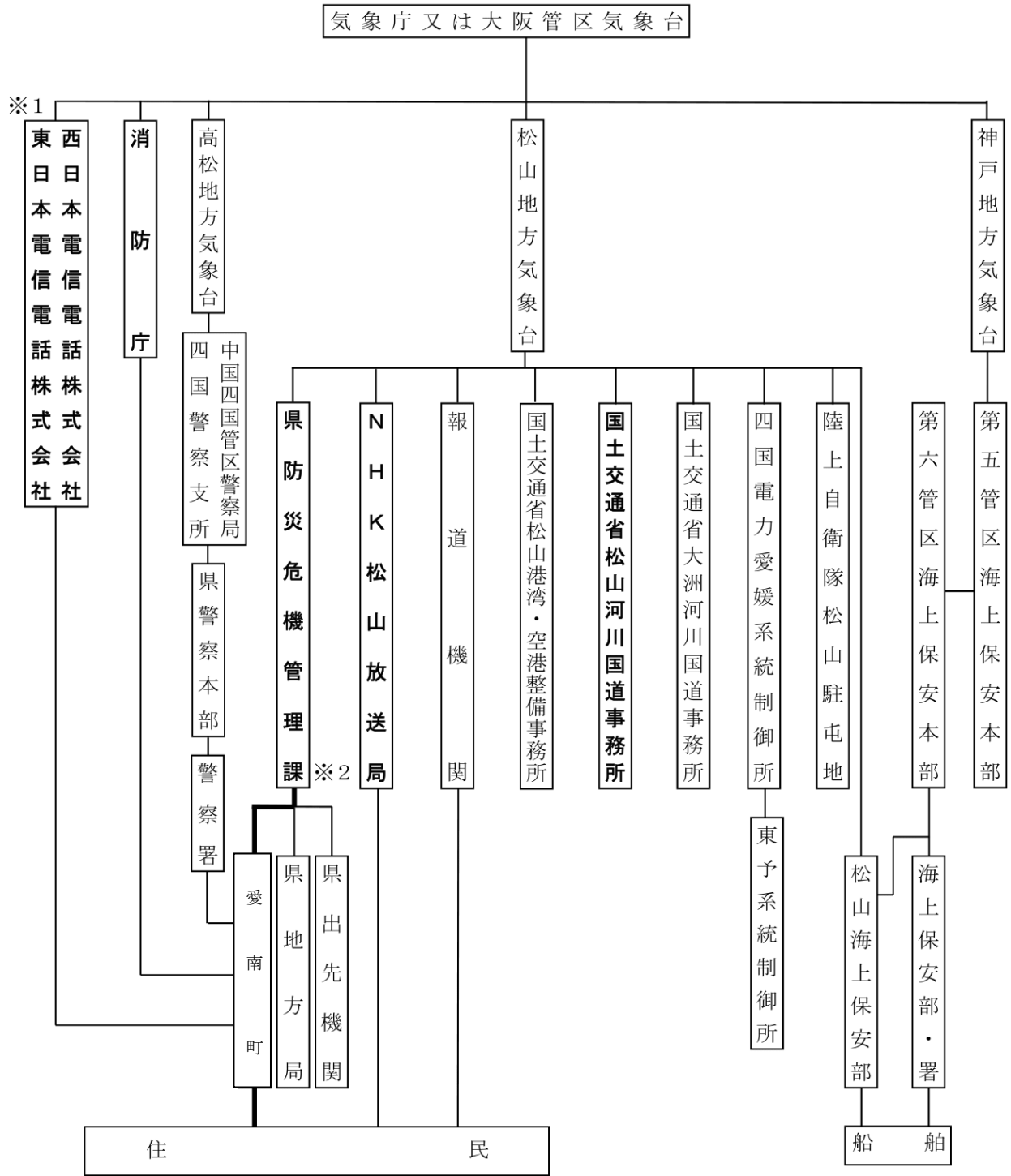


※は警報のみ

(注) ゴシックで表示している機関は、気象業務法施行令第8条第1号の基地に基づく法定伝達先。

(注) 太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

大津波警報・津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図



※1：大津波警報・津波警報の発表、解除のみ

※2：警報はEWS（緊急警報放送システム）にても放送する。

（注）ゴシックで表示している機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

（注）太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2節 水位周知河川における水位到達情報

1 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位の水位到達情報の通知および周知を行う河川

水防法第13条の規定により知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

（1）知事が指定する水位周知河川の区域

水系名	河川名	左右岸	区域	延長 (m)
僧都川	僧都川	左岸	自 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) 至 海 (河口)	6,311
		右岸	自 南宇和郡愛南町緑乙 3553 番 3 地先 (大道橋) 至 海 (河口)	6,311

（2）知事が指定する水位周知河川の基準観測所

河川名	基準水位 観測所	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	水防警報の通知		
				発報 担当者	受報担当関係者	連絡 方法
僧都川	御荘	2.35	2.45	県河川課 長	南予地方局愛南土木事務所長、愛南町長、県警本部警備課長、松山地方気象台長、NHK松山放送局報道課長、南海放送報道部長、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV協議会、陸上自衛隊中部方面特科隊長、(一財)河川情報センター高松センター所長	FAX 及び E-mail

2 水位情報の通知および周知の基準

(1) 発表の様式① (知事の指定する水位周知河川)

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
愛媛県土木部河川港湾局河川課		機関名		機関名		機関名

正 規

〇〇川氾濫警戒情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛 媛 県 発 表

(第 〇 〇 号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所 (●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(〇〇〇.〇〇m)に到達しました。

市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所 (●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇.〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

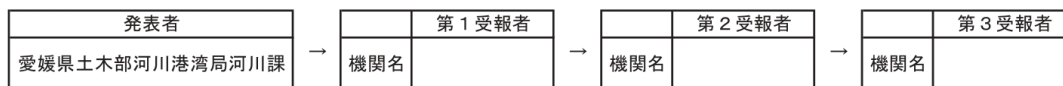
問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム	http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/
----------------	---

(2) 発表の様式② (知事の指定する水位周知河川)



正 規

〇〇川氾濫危険情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛 媛 県 発 表

(第 〇 〇 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。

市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位) ×××.××m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位 〇〇〇.〇〇m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位 △△△.△△m 氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)

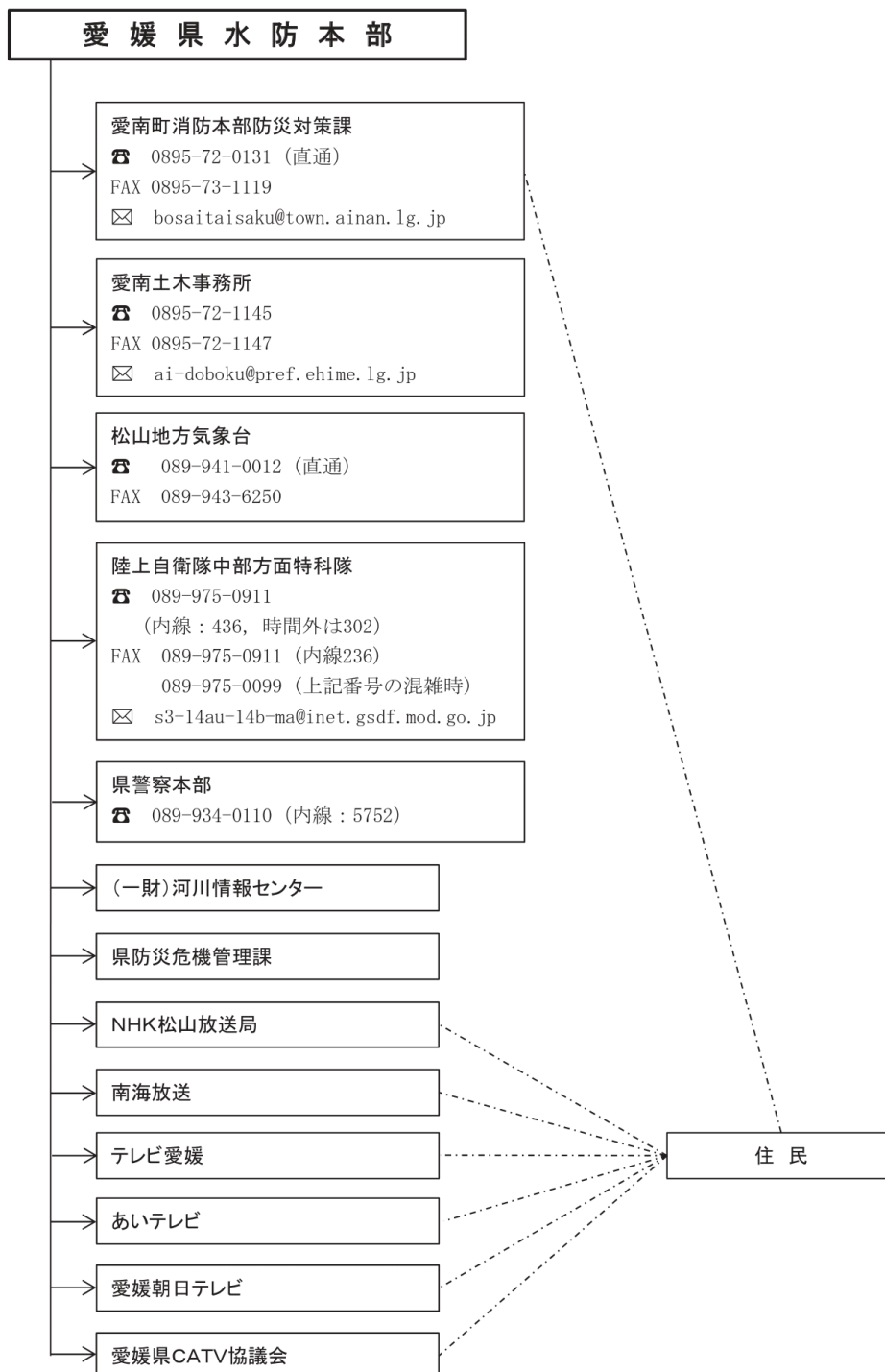
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

(3) 水位情報の通知および周知の伝達系統図 (知事の指定する水位周知河川)

僧都川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図
(御荘水位観測所)



3 洪水浸水想定区域図の指定

愛南町ホームページ掲載「僧都川洪水ハザードマップ」参照。

URL: https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/anshin/bosai/souzu-river_Hazard_map.html

第3節 水防警報

1 水防警報を行う水位周知河川（僧都川）

知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	左右岸	区域	延長 (m)	
僧都川	左岸	自 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) 至 海 (河口)	6,311	愛南町
	右岸	自 南宇和郡愛南町緑乙 3553 番 3 地先 (大道橋) 至 海 (河口)	6,311	

知事の行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

河川名	基準水位 観測所	水防団待機 水位 (通報水 位) (m)	氾濫注意水 位 (警戒水 位) (m)	水防警報の通知		
				発報 担当者	受報担当関係者	連絡 方法
僧都川	御荘	2.00	2.20	県河川課 長	南予地方局愛南土木事務所長、愛 南町長、県警本部警備課長、松山 地方気象台長、NHK松山放送局 報道課長、南海放送報道部長、テ レビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日 テレビ報道部長、愛媛県CATV 協議会、陸上自衛隊中部方面特科 隊長、(一財)河川情報センター 高松センター所長	FAX 及び E-mail

2 水防警報発表の基準

(1) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、
又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水し災害が発生する恐れがあると認めたと
き。

水位周知河川（僧都川）

知事が発表する。

河川名	基準水位 観測所	待機	準備	出動	解除
僧都川	御 荘	水防団待機水 位（通報水 位）以上に達 すると思われ るとき	水位 2.0m に達 しなお上昇の おそれがある とき	水位 2.2m に達 しなお上昇の おそれがある とき	水防作業を必 要としなくな ったとき

(2) 発表の様式

僧 都 川

令和 年 月 日 時 分

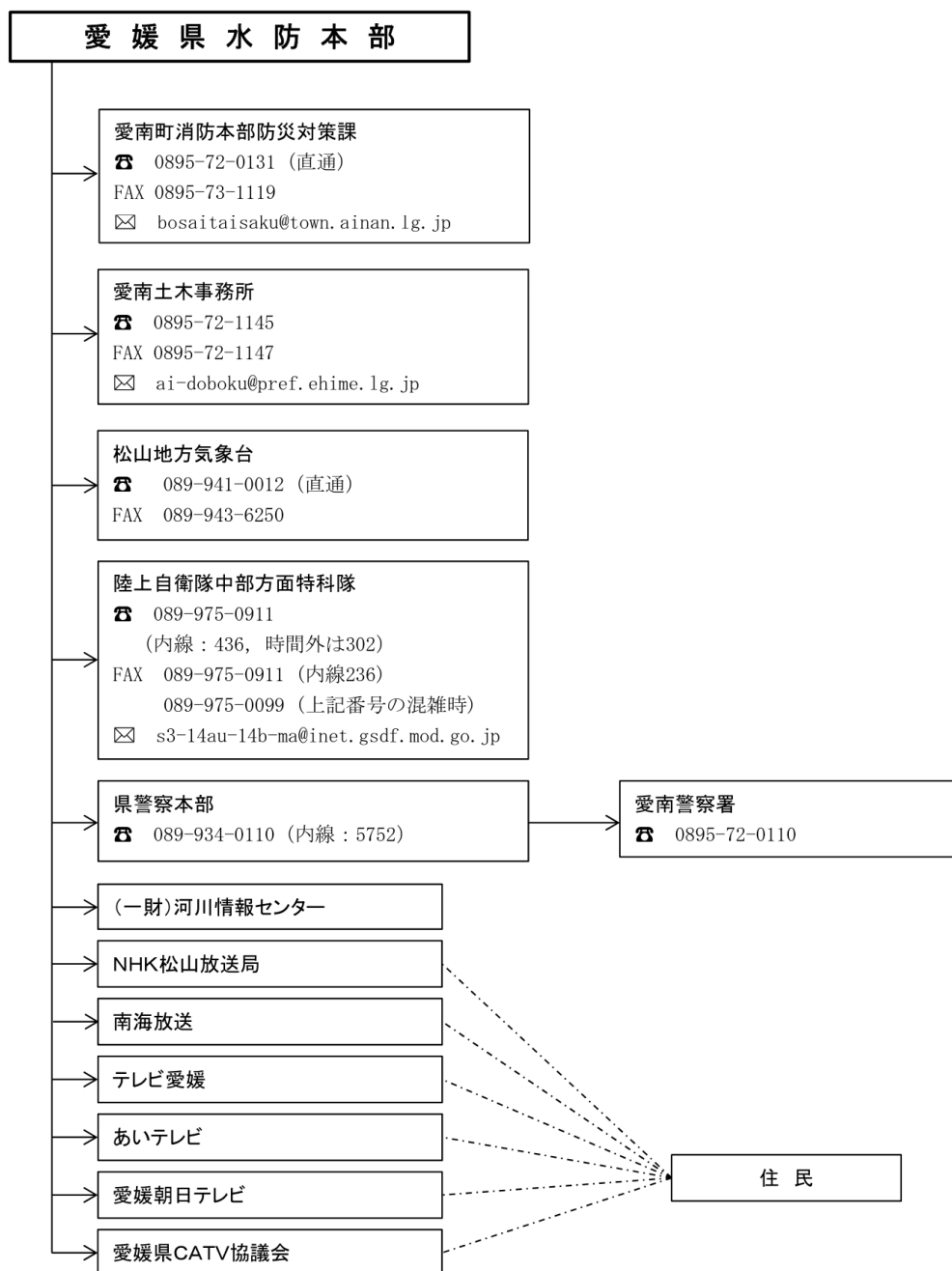
水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位 (2.20m) を ()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。 南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの 水防警報を解除します。

(3) 水防警報の伝達系統図

僧都川の水防警報伝達系統図
(御荘水位観測所)



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測

(1) 水位観測所

愛南町内には水位観測所として御荘水位観測所がある。

(2) 潮位観測所

愛南町内には御荘港 御荘長崎に潮位観測所がある。

(3) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又はの洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が町の水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(4) 水位の公表

ア 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

(ア) 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

(イ) 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

(ウ) 公表の方法

愛媛県災害対策本部・警戒本部関係情報（URL <https://ehime.secure.force.com/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

イ 水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

(ア) 公表の開始

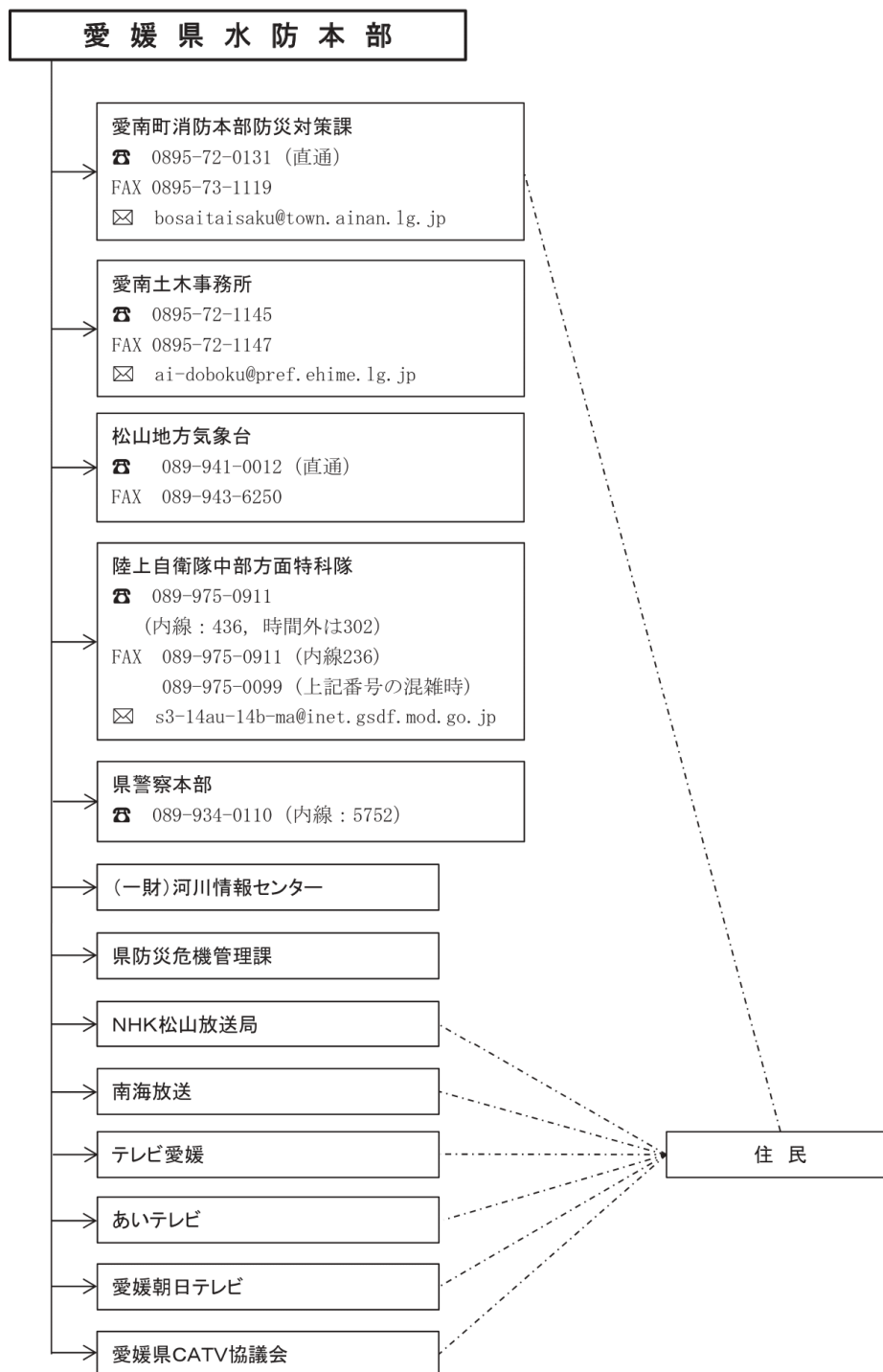
水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

(イ) 公表の終了水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

(ウ) 公表の方法

愛媛県災害対策本部・警戒本部関係情報（URL <https://ehime.secure.force.com/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

第2節 水位等の通報系統図



第6章 水位などの観測、通報及び公表

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

2 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
【PC版】 <http://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>
【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

愛媛県

- ・愛媛県河川・砂防情報システム
<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

危機管理型水位計運用協議会

- ・川の水位情報
<https://k.river.go.jp/>

愛南町

- ・POTEKA NET
<http://www.potekanet.com/>

3 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】 [http:// nowphas.mlit.go.jp](http://nowphas.mlit.go.jp)
国土交通省防災情報提供センター
- ・潮位情報リンク
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>
- ・波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

愛媛県

- ・潮位観測システム
<http://tide.pref.ehime.jp/>

4 愛媛県

- ・愛媛県災害対策本部・警戒本部関係情報
<https://ehime.secure.force.com/>

第7章 ダム・水門

第1節 ダム・水門等

1 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

2 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管土木事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第3節 連絡系統

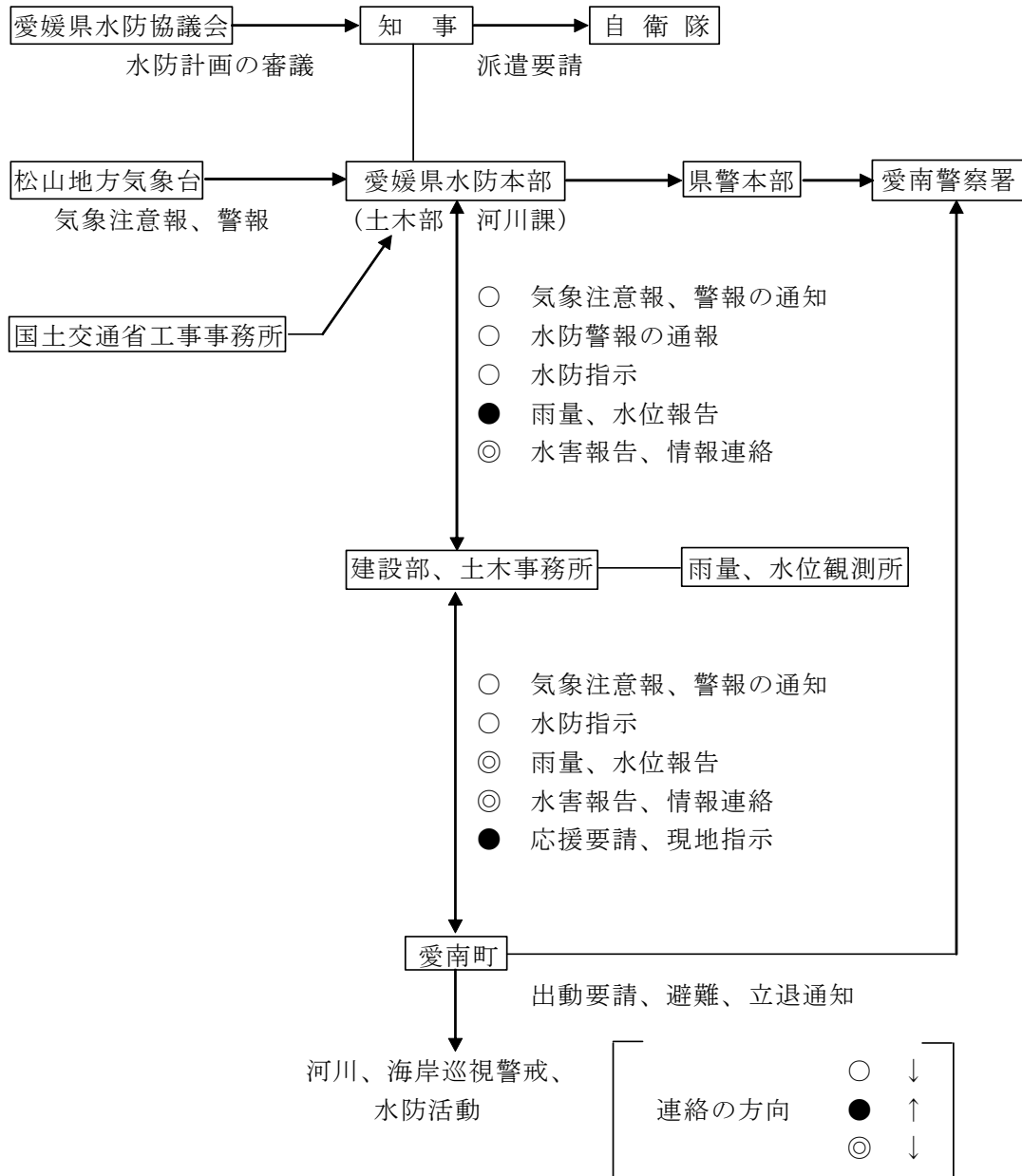
各施設で定められた連絡系統に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話等の通信系統は、以下のとおりとする。

水防関係機関連絡系統図



第2節 災害時有線通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防資機材

水防管理者は、河川、海岸、堤防等の状況及び過去の水害の状況を勘案して、町の実情に即応した水防資機材を整備し、水害時における適確な水防活動を期するものとする。

1 水防資機材の整備

必要と認める水防資機材については、順次整備を図るとともに、有事の際を考慮し、あらかじめ手配しておくものとする。

2 水防資機材の管理

水防資機材は、腐朽破損しないように管理するとともに、台帳を備え付けて、受払の状況を明確にし、常に在庫員数を把握するとともに、員数が不足した場合は補充するものとする。

【資料5 水防資機材保有状況】

第2節 輸送の確保

水防本部において水防現地に対する水防資機材の輸送、応援人員の輸送等については、町地域防災計画風水害等対策編第3部災害応急対策第8章緊急輸送活動による。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 配備基準及び活動体制

(1) 予想される水害の規模、被害状況等により、配備基準及び活動体制を次のとおりとする。

体制	配備基準	配備内容	配備要員
第1配備	1 愛南町に気象業務法に基づく大雨又は洪水注意報が発表されたとき。 2 愛南町に気象業務法に基づく波浪、高潮警報が発表されたとき。	少人員による情報収集活動及び警戒に当たる配備	消防本部職員
第2配備	1 愛南町に気象業務法に基づく警報が発表されたとき(波浪、高潮及び大雪警報を除く。) 2 台風が本町に接近するおそれがあるとき。 3 町域に、比較的軽微な規模の水害が発生したとき。 4 その他の状況により、水防管理者が必要と認めるとき。	情報を収集し、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の水害に対処し、水害の拡大を防止する配備	1 消防本部職員 2 部長又は副部長 3 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員
第3配備	1 町域に、住民の生命及び身体に危害を及ぼす水害が発生したとき。 2 町域の広範囲にわたり、大規模な水害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、水防管理者が必要と認めるとき。	水害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施し、事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請する配備	1 全消防職員 2 部長 3 副部長 4 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員
第4配備	1 町域の広範囲にわたり、大規模な水害が発生したとき。 2 町域の広範囲にわたり、大規模な水害の発生する事態が切迫しているとき。 3 その他の状況により、水防管理者が必要と認めるとき。	大規模な水害に対し、町の全機能を挙げて対処するとともに、関係機関の応援を要請する配備	全職員

※ただし、災害対策本部が設置された場合には、水防本部組織は災害対策本部組織に吸収され活動することとなる。

(2) 動員の指示

町域に水害が発生したとき、又は気象業務法に基づく警報等が発表され、水害が発生するおそれがあるとき、消防長は、直ちに副町長を通じて水防管理者に報告し、水防管理者は被害状況により、配備体制の指示を行う。消防長は、水防管理者の指示により、直ちに配備体制に応じた動員の指示を伝達する。ただし、災害対策本部が設置された場合には、町地域防災計画に定められた災害対策本部設置時における動員の指示が行われる。

(3) 動員の報告

配備動員の指示を受けた部長等は、あらかじめ定められた配備動員計画に基づく所属部員の参集状況を把握し、その結果を本部事務局に報告する。

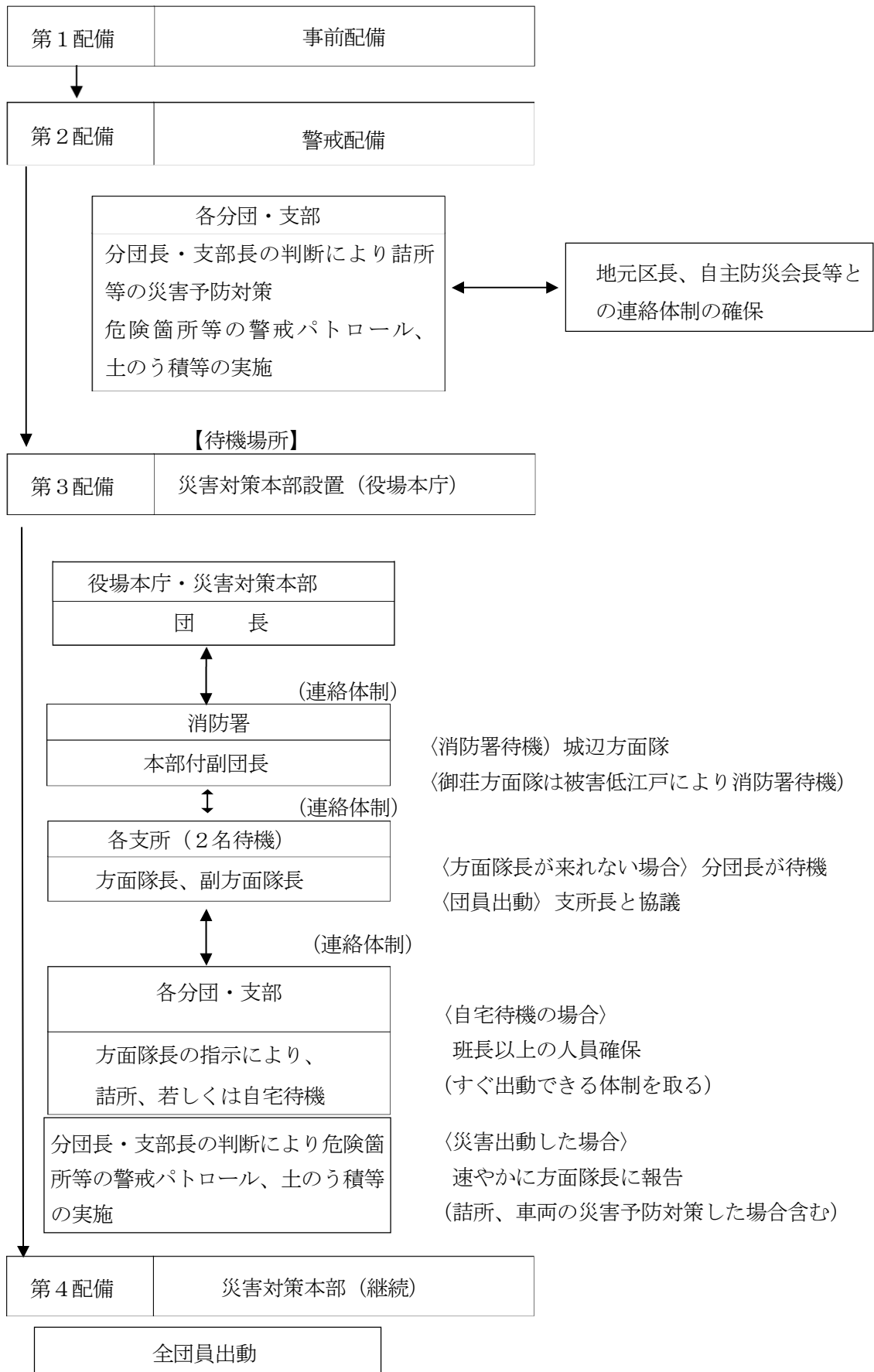
(4) 職務

- ア 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。
- オ 水害が発生し、配備基準に該当することを知ったときは、参集の指示を待つことなく、自主的に参集する。
- カ 参集途上においては、被害状況その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。
- キ 病気その他やむを得ない状態になり、参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、所属長に連絡する。

2 消防配備体制

消防団配備体制



3 消防団の水防分担区域

【資料6 消防団の水防分担区域】

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の縮まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

本町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、愛南警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を愛南土木事務所長に

速やかに報告するものとする。

- (3) 水防管理者は、愛南警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄土木事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

2 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理

者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号

第1節 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりである（法第20条）。

（昭和25.9.8 愛媛県水防信号規則第57号）

第1信号 警戒水位に達したときに知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第2 信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約6秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第4 信号	乱打	

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

（注）地震による堤防の漏水・沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

町長等は、災害の発生に際し、当該町の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模であるときは、『愛媛県消防広域相互応援協定』に基づき、愛媛県下の市町及び一部事務組合に対し応援隊の派遣を要請することができる。

応援の要請は、電話、無線その他最も迅速な方法により、次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の発生日時、場所
- (2) 災害の種別、状況
- (3) 応援隊の出動種別
- (4) 応援の人員、車両及び資機材の種別
- (5) 応援隊の集結場所、事務連絡担当者
- (6) その他必要な事項

【資料 11 愛媛県消防広域相互応援協定】

第4節 関係行政機関及び関係団体の協力

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体の協力を求めるものとする。

なお、災害時の応急処置に係る建設機械及び、水道の応急給水、復旧作業に係る応援要請については、次のとおりとする。

【資料 12 災害時における応急対策業務に関する協定書】

【資料 13 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書】

第5節 居住者等の応援

水防管理者、消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防事務に従事させることができる。

第6節 警察官の援助要求

水防管理者は、法第 22 条の規定に基づき、水防のため必要があると認めるときは愛南警察署長に対し、次の事項を示して警察官の出動を求めることができる。

- (1) 援助協力を必要とする理由
- (2) 派遣を希望する日時及び場所
- (3) 所要人員数
- (4) 必要な資機材の種別とその数量
- (5) その他必要と認める事項

第7節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第8節 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

1 水防連絡会

町は、都道府県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第9節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
愛南町水防団	〇〇部長
氏名	
上記のものに区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。	
令和	年 月 日
	水防管理者 氏名 <input type="checkbox"/>

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
種類	員数		
使用	収用	処分	
令和	年	月	日
			水防管理者氏 名 事務取扱者氏 名 <input type="checkbox"/>
			殿

4 損失補償

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を定められた様式により、水防活動実施後あらかじめ定められた日数以内に土木事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（地方整備局）に報告するものとする。

第15章 水防訓練

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、単独又は関係団体との合同で実施する。

水防訓練には、できる限り一般住民を参加させ、水防意識の高揚に努める。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水、内水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に係る洪水浸水想定区域図は資料編に掲載してある。

【資料 7 洪水浸水想定区域（僧都川）】

2 内水浸水想定区域の指定状況

都道府県知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、都道府県知事については関係市町村長に通知するものとする。

3 高潮浸水想定区域の指定状況

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は資料編に掲載してある。

【資料 8 高潮浸水想定区域】

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を示す。

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本町の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設について、とくに洪水浸水想定区域ならびに津波災害警戒区域に立地するものは資料9のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【資料9 水防上注意すべき区域に立地する要配慮者施設】

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15第1項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

なお、津波災害警戒区域については、愛媛県ホームページ掲載「津波災害警戒区域」参照。

URL: <https://www.pref.ehime.jp/h40180/bosai/tsunamikeikaikuiki.html>

2 市町村地域防災計画の拡充

町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、本町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

本町の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設について、とくに洪水浸水想定区域に立地するものは資料 9 のとおりである。

【資料 9 水防上注意すべき区域に立地する要配慮者施設】

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 32 条の 3)

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

町は、水防協力団体の申請があった場合は、資料14-1を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

【資料14-1 水防協力団体指定要領】

【資料14-2 水防協力団体指定申請書様式】

【資料14-3 水防協力団体協力活動業務計画書】

【資料14-4 水防協力団体認定書様式】

【資料14-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領】

【資料14-6 水防協力団体協力活動報告書様式】

